



米国税務 QI/FATCA 関連情報 FATCA 報告に関する最新情報

アメリカ

2015年3月27日

2015年3月24日、米国内国歳入庁 (Internal Revenue Service: 以下「IRS」) は、ウェブサイト上に公表している FATCA FAQs - General を更新した。2014 年を対象とする初回報告については、報告モデル 2 FFI (Foreign Financial Institution: 外国金融機関: 以下「FFI」) である日本の金融機関は、不同意米国人口座について、報告期限の 3 月 31 日に間に合わなかったとしても、6 月 29 日までに報告を行う場合には、重大な不遵守とみなさないことを明らかにした。また、ケイマン政府は、英国に続き、当初必要としていたゼロ報告を不要とすることを表明した。

1. 不同意米国人口座の報告期限に関する猶予措置

IRS へ直接報告を行う、日本の金融機関の初回 FATCA (Foreign Account Tax Compliance Act: 外国口座税務コンプライアンス法: 以下「FATCA」) 報告の期限は、原則、報告対象年の翌年 3 月 31 日である。ただし、不同意口座を除き、Form 8809 を提出することにより、90 日間の延長が可能となる。初回報告については、特別措置により、Form 8809 を提出しなくても 90 日間の自動延長が適用されており、実質的な報告期限は、2015 年 6 月 29 日である。不同意口座がある場合には、延長の対象外となり、初回報告の期限が 2015 年 3 月 31 日であることから、不同意口座を報告する金融機関は、差し迫った対応が求められていた。

今回、IRS は、ウェブサイト上に公表している FATCA に関する FAQ-General を更新し、実質的に 6 月 29 日までの期限延長に相当する猶予措置を公表した。これにより、同意口座、不同意口座にかかわらず、6 月 29 日までに報告を完了すれば、問題となることはないと考えられる。

以下に、当該 FAQ 該当部分の和訳を掲載する。

Question: 参加 FFI および報告モデル 2 FFI の暦年 2014 年に関する報告のための様式 8966 の提出期限はいつか？

Answer: FFI 契約に基づくと、様式 8966 は、当該様式に記載される暦年の末日の次の 3 月 31 日までが提出期限である。様式 8966 のインストラクションに基づくと、暦年 2014 年のみに関する報告については、様式 8966 提出 (書面および電子的手段による) の 90 日間の自動延長が様式 8966 の提出者に与えられる。この自動延長付与のために、何らかの様式の提出または対応は必要ない。様式 8966 のインストラクションには、不同意米国人口座に関し報告を行う報告モデル 2 FFI は 90 日間の自動延長を利用できないと記載されている。したがって、提出期限が 2015 年 3 月 31 日である提出者 (不同意米国人口座に関し報告を行う報告モデル 2 FFI を除く) は、2015 年 6 月 29 日までに様式 8966 を提出しなければならない。

不同意米国人口座に関し報告を行う報告モデル 2 FFI は、これらの提出期限について該当するモデル 2 IGA (Intergovernmental Agreements: 政府間協定: 以下「IGA」) を参照しなければならない。FFI が IDES (International Data Exchange Service: 国際間データ交換サービス) システムを初めて使用することとなり、現在この新システムをテストし適応中であることを、IRS は認識している。

したがって、暦年 2014 年について不同意米国人口座に関し様式 8966 を提出する報告モデル 2 FFI は、報告義務遵守に誠意を持って取組み、該当する提出期限後 90 日以内 (既に与えられている他の期限の延長を考慮する) に報告が完了する限り、該当するモデル 2 IGA に基づく重大な不遵守であるものとして取り扱われない。

2. 英国・ケイマン、相次ぎゼロ報告が不要と表明

IRS が本年 2 月に更新した FATCA IDES Technical FAQs では、報告対象となる金融口座を保有しない FFI は、IRS へのゼロ申告が義務ではない旨が明記された。これを受け、これまでゼロ報告が必須であるとガイダンスにより公表していた、イギリス、ケイマンが相次ぎ、ゼロ報告を不要とする方針を表明している。

ケイマン国際税務協力局 (Department for International Tax Cooperation) は、現在、AEOL (Automatic Exchange Of Information) Portal と称するウェブサイトを構築しており、ケイマンの FFI は、対象となる報告がゼロであっても、4 月 30 日までに、当該サイトにおいて、通知様式 (Notification Form) の提出が必要とされているので留意されたい。

おわりに

現在、日本の金融機関はもとより、世界中の FFI は、報告の準備に追われている。トーマツでは、既に一部の金融機関に対する初回 FATCA 報告の代理申告を完了している。現在、既に 100 社を超える金融機関の報告サポートを請け負っており、順次、報告を進めていく予定である。

Any tax advice included in this written or electronic communication was not intended or written to be used, and it cannot be used by the taxpayer, for the purpose of avoiding any penalties that may be imposed by any governmental taxing authority or agency.

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/ni/us

問い合わせ

米国税務および QI/FATCA に関するお問い合わせは、下記の担当者までご連絡ください。

税理士法人トーマツ 東京事務所 US デスク		
パートナー	前田 幸作	kosaku.maeda@tohatsu.co.jp
シニアマネジャー	秋葉 奈緒子	naoko.akiba@tohatsu.co.jp
マネジャー	榎本 純子	junko.enomoto@tohatsu.co.jp
所在地	〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階	
TEL	03-6213-3800(代)	
email	tax.cs@tohatsu.co.jp	
会社概要	www.deloitte.com/jp/tax-co	
税務サービス	www.deloitte.com/jp/tax-services	

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社 (税理士法人トーマツを含む) がこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します) に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家からのアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド (英国の法令に基づく保証有限責任会社) のメンバーファームおよびそのグループ法人 (有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、税理士法人トーマツおよび DT 弁護士法人を含む) の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,900 名の専門家 (公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど) を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 210,000 名を超える人材は、“standard of excellence” となることを目指しています。

Deloitte (デロイト) とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”) ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL (または “Deloitte Global”) はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。